

上宮川文化センターの概要

1. 設置の目的

上宮川文化センターは、地域住民の社会的、経済的及び文化的生活の改善向上並びに同和問題の速やかな解決に資するとともに、児童の健全な育成を図るために、諸活動を実践推進し、明るく住みよい町づくりに寄与することを目的として設置されています。

2. 施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 芦屋市立上宮川文化センター
(芦屋市立隣保館・芦屋市立児童センター)
- (2) 所 在 地 芦屋市上宮川町 10 番 5 号 (郵便番号 659-0061)

3. 建物の概要等

- (1) 構 造 鉄筋コンクリート造 3 階建 (一部 4 階)
- (2) 敷 地 面 積 1, 040.000m²
- (3) 建 築 面 積 623.877m²
- (4) 床 面 積 1, 947.974m²
- (5) 竣工年月日 昭和 61 年 3 月 20 日
- (6) 開館年月日 昭和 61 年 5 月 1 日

上宮川文化センターの事業

上宮川文化センター事業

1. 使用状況 (使用室別)

貸室中止 令和 2 年 3 月 12 日 ~ 5 月 31 日
令和 3 年 4 月 25 日 ~ 5 月 11 日

※は貸室部分

室 名	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
※ホール	584 件	610 件	675 件
※会議室 (大)	468	491	457
※会議室 (中)	422	457	470
※会議室 (小)	441	541	508
※生活改善室	286	233	232
※教養娯楽室	374	449	510
※視聴覚室	548	655	694
いこいの間	121	200	173
集会室	235	130	117
パソコン室	63	66	60
遊戯室	188	137	141
合 計	3, 730	3, 969	4, 037

参考：令和元年度 (コロナ禍以前) 4, 359 件

2. 令和5年度 貸室割合

室 名	直接事業	一般使用	使用率
ホール	193 件	482 件	76.8 %
会議室（大）	220	237	52.0
会議室（中）	106	364	53.5
会議室（小）	159	349	57.8
生活改善室	86	146	26.4
教養娯楽室	31	473	58.0
視聴覚室	7	687	79.0

使用料免除

芦屋市 136 件

地域団体 77 件

公共的団体（芦屋市社会福祉協議会、芦屋市人権教育推進協議会等） 133 件

3. 来館者数

室 名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
センター直接事業参加者	24,915 人	20,806 人	22,595 人
市・地域団体・公共団体等	4,743	7,509	5,830
貸室一般利用者	15,880	18,069	21,733
自習室利用者	146	289	312
図書貸し出し利用者	6,920	6,400	8,577
合 計	52,604	53,073	59,027

参考：令和元年度（コロナ禍以前）78,244 人

隣保館事業

隣保館とは

社会福祉法第2条第3項第11号に定められた隣保館事業を行う第2種社会施設です。

隣保館設置運営要綱では、その目的を「地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行うものとする。」としています。

基本事業

1. 社会調査・研究事業

センターの各種事業を効果的に推進するための、各種調査・研究を行う。世帯数、年齢構成、高齢者世帯（一人暮らし世帯）数等、行政資料による、より最新の資料収集に努めるとともに、特に、地域福祉推進のため、高齢者の状況調査を相談事業、保健事業、憩いの間事業の一環として行う。また、就労、教育、福祉等の各種生活相談については、継続した対応がとれるよう相談票を作成し、解決のための研究を行う。

さらに、担当業務の中で、地域実態やニーズの把握に努める。

教室や講習講座等の事業においては、マンネリ化の克服や参加者層の広がりを図るため、適宜アンケート調査や参加者の意向等を訊き、活性化に努める。

地域史、伝統文化、芸能等の資料収集を普段から心がけ、地域活動や啓発活動に役立てる。

各種調査・研究については、地域福祉推進のための高齢者、障がい者等の状況を各種事業（相談事業、保健事業、憩いの間事業）を通じて把握に努めております。

各種生活相談に対応できるよう、相談カード、日誌を作成しています。

講演会等では、アンケート実施等をし、住民の反応やニーズを把握するように努めています。

隣保館関係資格保有者数

社会福祉主事 1 人、隣保事業士 4 人

2. 相談事業

就労、産業、教育、福祉、保険年金、税、住宅、法律、人権等生活に関わる各種の相談に応じるとともに、関係機関との連携調整を図りながら、自立に向けた支援を行う。なお、継続して相談指導が必要なケースでは、関係機関と密接な連携を図るとともに、カウンセリングなど専門家の協力を得て、総合的に対応する。

就労促進事業

（１）就労促進・求職相談指導

就労意欲の向上と、安定就労に向けた相談に応じ、自立のための支援を行う。

（２）職業安定所との連絡調整

定例的に求人情報を提供してもらうとともに、求職相談のケースにより各種の一般対策の適用等について連携する。

（３）労働能力開発のための講習会

パソコン講習等を行ない、就労促進の一助とする。

（４）社会保険・労働保険等の相談

雇用保険の受給、労働災害保険の適用等の相談に応じる。

（５）零細企業・自営業者の相談指導

経営、税務、労働保険等事業活動の向上、育成を支援し自立を図る。

（６）就労実態の把握

各種の相談等の中で把握された不安定就労の状況を整理するとともに、その後の対応について調査研究する。

進路相談・教育事業

進学、就職の相談に応じ、ケースによって学習指導、教養講座や実技指導を行う。

【随時】学生・成人対象

相談内容		令和 5 年度
職業	ハローワークから送られてくる週刊ワークの 閲覧、相談	1 件
教育	進路相談等	0
生活福祉等	申請手続き、生活上の悩み等	5 0 7
住宅	収入申告、減免申請、補修の相談	8 1
保険年金	高額療養費支給制度等の国民健康保険手続、 扶養親族等申告等の年金手続	6
税務	確定申告、住民税申告、減免申請	1 1
経営等	業務委託契約書類作成	0
人権	人権相談	0
その他	マイナンバーカード申請、ワクチン接種 くらしの相談等	2 0
合 計		6 2 6

3. 啓発・広報活動事業

(1) 識字学級

識字能力を高めることによって、表現力、認識力を養い、生活文化の向上を図る。

また、必要な各種資格試験学習の指導を行ない、目標を持った学習の支援を行う。

【毎月2回程度】成人対象

(2) 各種パソコン教室

【それぞれの対象ごとに各 4～5 回程度】

ア 女性パソコン教室 (成人女性)

イ シニアパソコン教室 (60 歳以上)

ウ パソコン初心者

(3) 人権啓発講演会 (人権啓発映画会含む)

同和問題をはじめ日本社会における重要な人権課題や、平和・環境問題をテーマに講演会を行ない、啓発の場とする。【年 1 回】

(4) 人権啓発展示会

同和問題をはじめ日本社会における重要な人権課題や、平和、環境問題をテーマに展示会を行ない、啓発の場とする。【年 1 回】

(5) ヒューマンライツシアター【年 2～3 回】

人権・平和・環境に関する映画を上映することで、人権意識の高揚を図る。

午前・午後の 2 回上映。

令和 2 年度から令和 4 年度まで、定員数を 150 名から 60 名に変更。

令和 5 年度から、定員数を 60 名から 100 名に変更。

(6) ワンコインシアター【年 3～4 回 対象：中学生以上】

世界の名作映画をワンコイン（500 円）で上映することにより、住民交流の場をつくる。

(7) 「文化センターだより」の発行【毎月 1 日・配布】

センター事業や市行事の案内、地域のできごと等、身近な内容を中心に編集し、センター事業への関心を高める。

4. 地域交流事業

(1) 健康増進教室

ア 気功教室（自主運営）

どこでも手軽にできる気功の理論と実技を学ぶことで、生活リズムを見直し、健康に関する自己管理の力を養い、心身の健康増進を図る。

【毎月 3～4 回】成人対象

イ 高齢者卓球（自主運営）

有志が自主的に行ない、健康増進と交流を図る。

【毎月 3～4 回】高齢者対象

(2) 文化活動育成学級

ア 民謡教室

しゃこ踊りなど地域に伝わる伝統芸能文化を参加者が体得し、次代に伝える。

また、地区盆踊りのリーダーとしての育成を図る。

【毎月 2 回程度】

イ 民謡教室

各地に伝わる民謡を修得し、あらゆる場で発表することで、日本文化の継承と高齢者の健康保持、仲間作りを図る。

【毎月 2 回程度】高齢者対象

(3) 講習講座

（新型コロナウイルス感染拡大予防のため、令和 2 年度から休止中）

カラオケ教室・うたごえひろば（自主運営）

高齢者の健康保持と相互の交流・親睦を図る。

【各毎月 2 回】高齢者対象

(4) 自主事業

高齢者のつどい

地区の伝統文化を次世代に継承し、生活史を語り合う中で相互の親睦を深める。
また、様々な社会施設を見学し、催しに触れることで心身の健康保持を図る。

(5) 交流・啓発事業

いこいかふえ（自主運営）

一人暮らしの高齢者や高齢者世帯、母子・父子世帯が目立つようになり、また地区外からの転入者が急増し、新たな課題が生じていたため、情報収集と地域の人たちの交流の場としてボランティア主体で行う。

【毎週木曜 11:00～13:00】

(6) 住民交流事業

住民の交流の場を作る。

ア ふれあいフェスタ（世代間交流事業）【年 1 回】

イ 盆踊り等【随時】（自主運営）

5. 周辺地域巡回活動

隣保館の利用が困難な周辺地域住民に対して、専門家（保健師）による巡回相談を実施

6. 地域福祉事業

(1) 老人いこいの間事業

いこいの間を利用する高齢者の日常のお世話を行うとともに、各種講習講座を開催し、健康増進と生きがい作りを図る。また、閉じこもりがちな高齢者の家庭訪問等を行ない、老人会の自主活動の育成のための条件整備に努める。

(2) 妊産婦・母子・乳幼児対策

関係機関と連携をとり相談に応じる。継続した指導の必要性が高いケースは、家庭訪問等により、きめ細かく対応する。

(3) 特定健康診査

市保健センターが行う、健康診断の受診の奨励と住民が受けやすい状況づくりを進める。【年 1 回】

(4) 地域福祉推進事業

高齢者や障がい者が地域で共に生活できるよう、「隣保館デイサービス事業」を中心に、地域福祉事業を行う。また、地域の自主的な活動の育成やボランティア活動の推進を図る。

事業実施状況（特別事業も含む）			
事業名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健衛生事業	人	人	
地区住民健診（事後指導）	16	14	11
健康相談（来館、電話）	426	611	577
健康相談（家庭訪問）	54	125	103
健康講演会及びその他教育	484	578	469
介護保険、介護予防のための相談	33	27	55
妊産婦、乳幼児育児指導・母子相談	0	1	0
調査・連絡訪問	5	7	5
地域福祉事業			
地域自主活動（公園清掃活動）	52	62	39
合 計	1,070	1,425	1,259

特別事業

1. 地域福祉モデル事業

（1）健康・医療・保健相談

保健師活動を中心に、健康・保健・医療相談指導の中から必要に応じ、医療機関等への連絡や手続き等の支援を行う。

（2）介護保険、介護予防のための相談指導

介護保険の説明や、認定・給付サービスに関する相談に応じ、生活実態に即した制度活用が図れるよう相談に応じる。また、介護予防のための各種生活指導を行う。

（3）保健衛生・予防啓発

健康相談や家庭訪問等、あらゆる機会を通じて健康増進、疾病予防の啓発を行う。

（4）講座、教室の実施

ア 健康講座 【年2回程度】

イ 食生活改善教室【年2回程度】

高齢者の一人暮らしが増える中、食生活の改善や栄養を学び、健康増進を図る。

（5）高齢者の状況把握と健康対策

健康カルテ等の作成により健康実態を把握し、健康の維持、増進につながるよう助言、指導をする。

（6）いこいたいそう

健康増進のための運動を実施する

【毎月水曜日】高齢者対象

2. 地域交流促進事業

土曜日開館日数

令和3年度	令和4年度	令和5年度
51日	50日	50日

その他の事業

(1) 人権啓発ビデオの収集整備と貸し出し

人権啓発ビデオソフトを収集整備し、市民・学校・各種団体に学習教材として貸し出す。

(2) 人権啓発用図書等の資料収集、整備

人権関係図書や資料を収集し、館内掲示や広報活動に活用する。

(3) 「出会いと交流のメモリアル～阪神・淡路大震災の記録～」

展示パネルの貸し出し及び阪神・淡路大震災の 1 周年事業として実施した「ふれあい展」の写真パネル（70 点）の貸し出し。

(4) ホームページの活用

幅広くセンター事業を知ってもらうため、最新の内容で作成。

児童センター事業

児童福祉法第 40 条に定められた児童厚生施設です。児童は人として尊ばれ、心身ともに健やかに育成されるよう、等しくその生活を保護され、愛護されなければなりません。児童センターは、健全な遊びをとおして、その健康を増進し、豊かな情操を育むことを目的として設置されています。

1. 児童健全育成事業

(1) おやこパーク

保護者同士の子育て交流及び親子の自由な遊び場としてホールに室内公園を作る。

【夏休み 水曜日 2 回 ① 9:30～10:30 ② 10:50～11:50】

対象：1、2 歳児と保護者 15 組

(2) グッピークラブ

乳幼児を持つ保護者同士が、親子で手遊びや歌遊びを楽しみながら子育て交流を図る。

【4 月～3 月 火曜日 月 3 回 ① 9:30～10:30 ② 10:50～11:50】

対象：0 歳児と保護者 16 組（8 組×2 クラス）※夏休みを除く

※令和 5 年 4 月から 24 組（12 組×2 クラス）に変更

(3) うさぎクラブ

子育て交流及び親子体操、手遊びを通して親子のふれあいを深める。

【4 月～3 月 木曜日 月 3 回 ① 9:30～10:30 ② 10:50～11:50】

対象：1 歳児と保護者 16 組（8 組×2 クラス）※夏休みを除く

※令和 5 年 4 月から 24 組（12 組×2 クラス）に変更

(4) こぐまクラブ

歌遊びや自由遊びを通して、親子及び集団の中で子ども同士の交流を深める。

【4月～3月 水曜日 月3回 ①9:30～10:30 ②10:50～11:50】

対象：2歳児と保護者 16組（8組×2クラス）※夏休みを除く

※令和5年4月から24組（12組×2クラス）に変更

（5）のびっこクラブ

運動あそびの中で、基礎体力及び運動能力を高め、体力増進を図る。

【5月～2月 金曜日 全22回 ①15:00～15:45 ②16:00～16:45】

対象：幼稚園児 ①年中12名 ②年長12名

（6）スキップクラブ

手先を使った様々な工作活動を通じて、児童の感性や創造力を豊かにする。

【4月～3月 金曜日 月2回 ①15:30～16:15 ②16:15～17:00】

対象：①小学1年生 12名 ②小学2年生 12名

（7）ステップクラブ

スキップクラブでの活動をより充実させ、細かな工作活動を通じて、児童の感性や創造力を豊かにする。

【5月～3月 火曜日 月2回 16:15～17:00】

対象：小学3・4年生 15名

（8）ジュニアクラブ

児童が笑顔になるよう、様々な遊び活動を通して児童の健全育成を図る。

【4月～3月 火曜日 月1回 16:15～17:00】

対象：小学1～3年生 15名

（9）パソコンクラブ

基本操作を覚え、お絵描きやカードづくり等、パソコンを使って作品を作る。

【4月～12月 水曜日 全20回 ①15:30～16:15 ②16:15～17:00】

対象：①小学2年生 5名 ②小学3年生 5名

（10）チャレンジクラブ

幅広い運動遊びを通して、児童の体力増進及び運動能力の向上を図る。

【5月～3月 木曜日 全22回 ①15:30～16:15／②16:15～17:00】

対象：①小学1・2年生 12名 ②小学校3～6年生 12名

（11）卓球ひろば

卓球を通じてこども同士の交流の場とし、体力増進及び運動機能の向上を図る。

【4月～3月 木曜日 全7回 16:15～17:00】

対象：小学生 16名

（12）人形劇

人形劇を通して豊かな心を育てる。

【8月 年1回 10:30～11:20】

対象：親子 20組

(13) おはなしシアター

歌や物語を通して、豊かな感性と想像力を育てる。

【8月 1回 10:30～11:20】

対象：親子 20組

(14) ふれあい絵本シアター

絵本の読み聞かせと、ふれあい遊びを親子で楽しむ。

【3月 1回 10:00～10:45】

対象：親子 12組

(15) 体験教室

芸術、文化、運動、制作等、様々な分野での体験活動を通して仲間づくり及び児童の健全育成を図る。

【夏休み・春休み】

2. 図書活動支援事業

図書の閲覧、貸し出しを行う。絵本を対象年齢別にシールで表示。子育て支援本コーナー及び新着絵本コーナーを設置。

【閲覧 9:00～17:30】 【貸出し・返却 9:00～17:15】

3. 子育て支援事業

(1) 子育てフリー相談

子育ての悩み等、児童厚生員との個人面談を行う。

【4月～3月 金 10:00～11:30】

(2) 母親教室

健康・子育て・食育・環境をテーマに交流する。

(子育て生活ミニ講座・リフレッシュ講座・みんなで考える子育て講座)

【年5回 10:00～11:30】

対象：子育て中の保護者

4. その他の事業

(1) 児童センター映画会

子どもの想像力や表現力を養い、文化・芸術活動を高めることによって児童の健全育成を図る。【年2回実施 午前・午後 夏・春休み 各1回】

(2) 児童センター子育て講演会

「子どもと人権」をテーマに、子育て・教育について学習する。

【年1回 10時～11時30分】